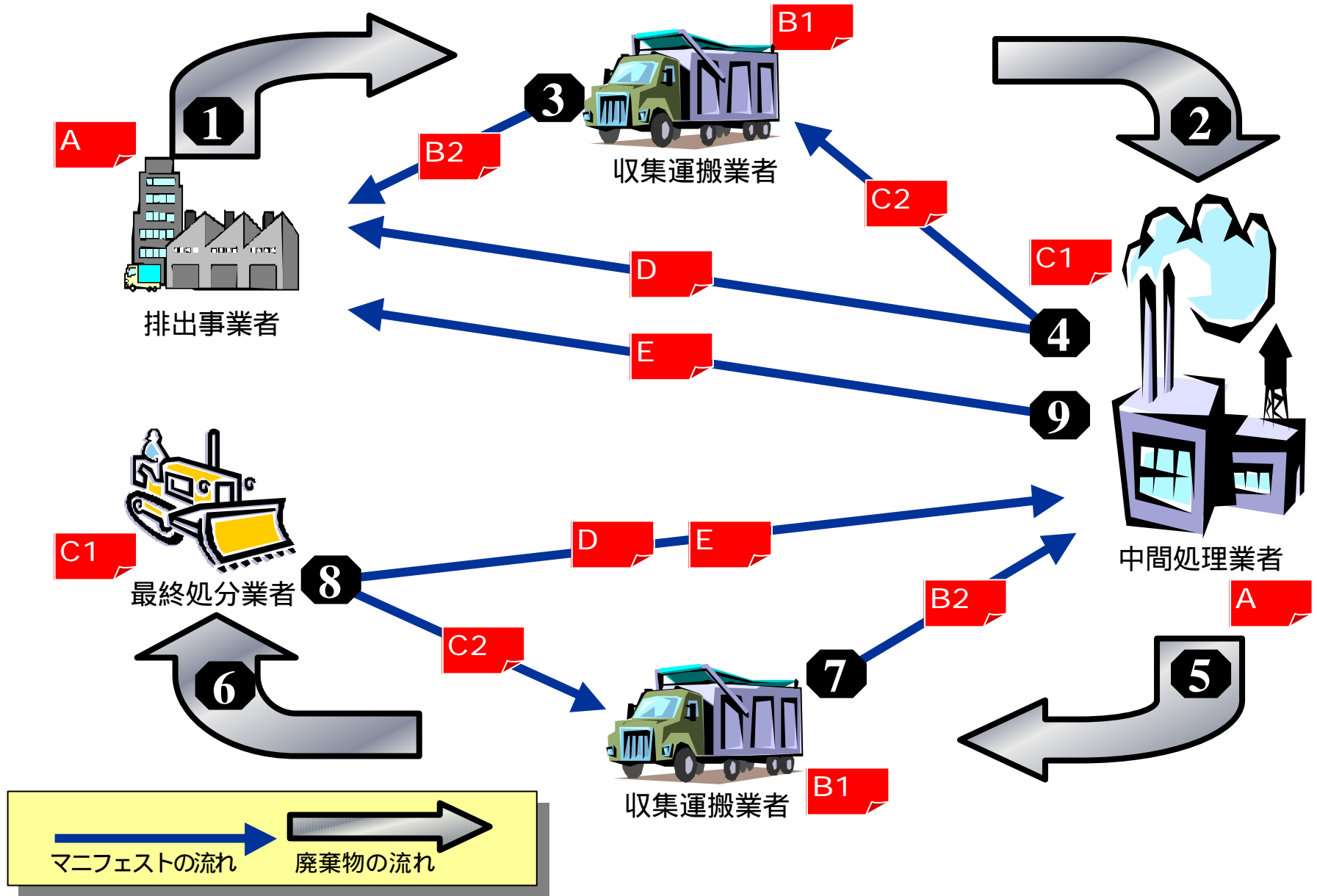


# 紙manifestoの流れ



# 紙マニフェストの流れについて

【交付】排出事業者は、廃棄物の引き渡しと同時に交付し、A1票を手元に保管します。

【回付】収集運搬業者は、運搬終了後、C1～E票を中間処理業者に回付し、B1票を手元に保管します。

【送付】収集運搬業者は、運搬が終了した旨を記載し、B2票を排出事業者に送付します。

【送付】中間処理業者は、中間処理終了後、処理が終了した旨を記載し、C2票を収集運搬業者に、D票を排出事業者に送付します。また、C1票を手元に保管します。E票もまで保存します。

【交付】中間処理業者は、廃棄物の引き渡しと同時に新たに交付し、A1票を手元に保管します。

【回付】収集運搬業者は、運搬終了後、C1～E票を最終処分業者に回付し、B1票を手元に保管します。

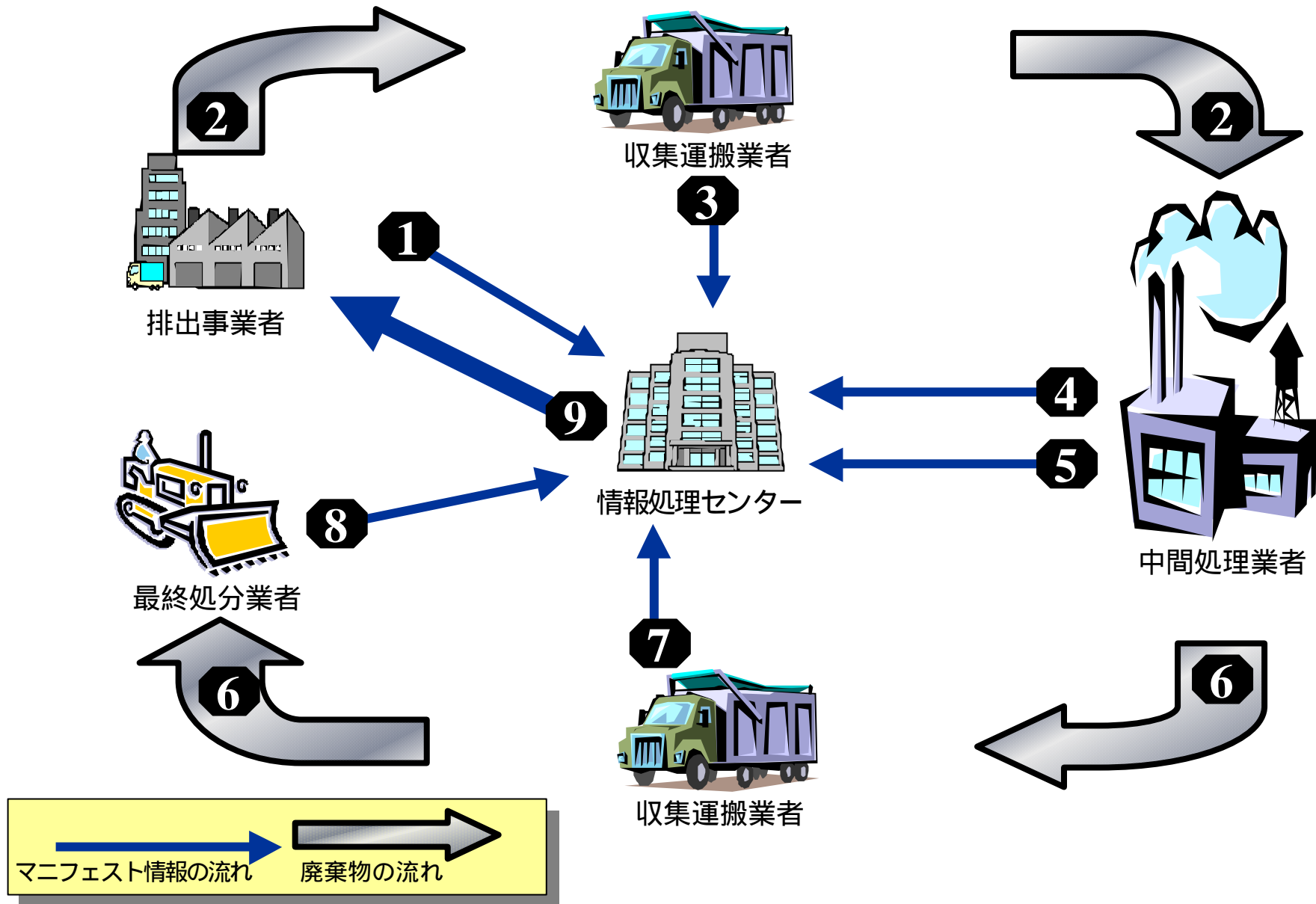
【送付】収集運搬業者は、運搬が終了した旨を記載し、B2票を中間処理業者に送付します。

【送付】最終処分業者は、処分終了後、処分が終了した旨を記載し、C2票を収集運搬業者に、D票及びE票をを中間処理業者に送付します。また、C1票を手元に保管します。

【送付】中間処理業者は、その後、で保存していたE票を排出事業者に送付します。

なお、いずれの伝票も5年間保管しなければなりません。

# 電子 manifests の流れ



# 電子マニフェストの流れについて

【マニフェスト登録】排出事業者は、廃棄物の引き渡しまでにマニフェストの内容を情報処理センターに登録します。

収集運搬業者が、廃棄物を中間処理業者まで運搬します。

【運搬終了報告】収集運搬業者は、運搬終了後、運搬が終了した旨を、情報処理センターに登録します。

【処分(中間処理)終了報告】中間処理業者は、中間処理終了後、処分が終了した旨を、情報処理センターに登録します。

【マニフェスト登録】中間処理業者は、中間処理後の廃棄物の引き渡しまでにマニフェストの内容を情報処理センターに登録します。

収集運搬業者が、廃棄物を最終処分業者まで運搬します。

【運搬終了報告】収集運搬業者は、運搬終了後、運搬が終了した旨を、情報処理センターに登録します。

【処分(最終処分)終了報告】最終処分業者は、最終処分終了後、処分が終了した旨を、情報処理センターに登録します。

【通知】情報処理センターは、運搬や処分の通知、報告期限切れ情報の通知を随時行います。

なお、マニフェスト情報の保存は情報処理センターが行います。